

## 財務 VOL.80

## マイナンバーと番号確認・本人確認

マイナンバーの「通知カード」はお手元に届いておりますでしょうか？「通知カード」が届いた今のタイミング、マイナンバーを記載しなければならない「給与所得者の扶養控除等申告書」の書類回収に合わせて、この時期にマイナンバーを回収する事業所も多いのではないのでしょうか。当レポートにて既にお伝えしておりますように、マイナンバーを回収するとなるとまず実施しなければならない作業が「**番号確認**」と「**本人確認**」です。今一度、実務に関わるポイントを確認させていただきます。

### 番号確認・本人確認とは

8月号でもご紹介致しましたが、事業所が従業員等からマイナンバーの提示を受ける際には「**番号確認**」(正しい番号であることの確認)と「**本人確認**」(正しい持ち主であることの確認)の**2種類の確認作業が必要となります**。「番号確認」は「**通知カード**」や「**個人番号カード**」等のマイナンバーが記載された書類、「本人確認」は「**個人番号カード**」や「**運転免許証**」等の顔写真付きの身分証にて行います。

### 番号確認・本人確認の具体的方法

#### ①【既存従業員への対応】

既存従業員の身元確認については、雇用契約成立時に何らかの形で本人であることの確認は行っているのが通例でしょう。その場合は通常、対面で確認することにより、本人に相違ないと判断できるので**書類提示による「本人確認」は不要です**。ただし、「**番号確認**」については、「**通知カード**」又は「**個人番号カード**」等にて**通常通り行う必要がありますのでご注意ください**。

#### ②【従業員の扶養親族のマイナンバーを取得する場合】

28年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」には、従業員の扶養親族のマイナンバーを記載する必要があります。ただしこの場合、**従業員の扶養親族の「番号確認」「本人確認」を行う義務は当該従業員にありますので、事業所として「番号確認」「本人確認」を行う必要はありません**。あらためて正確に記載するよう従業員にアナウンスして下さい。

#### ③【対面で個人番号の提供を受けることができない場合】

勤務医が入れ替わり立ち代わり出入りする有床診療所、遠方に居る親戚、知人が非常勤役員になっている場合等、マイナンバー回収担当者が直接、本人と接触する機会が取りにくいようなケースでは、どのように対応すればよいのでしょうか？確認方法としては「**郵送による確認**」と「**メールによる確認**」等が考えられます。

#### a) 郵送による確認の場合

郵送の場合は、「**通知を依頼する書面**」を送付し、その書面に通知カード等の写しを貼付してもらい、それを返送してもらう形式をとります。書類に印字した住所や氏名と、添付されている通知カード等の写しの住所や氏名が一致していることを確認することで、**マイナンバーの正確性「番号確認」と本人の实在確**

**認「本人確認」**を行ったこととなりますので、**別途運転免許証等の通常本人確認に必要な書類を返送いただく必要はありません**。

《通知を依頼する書面のサンプル》

〇〇県〇〇市△△町△△

×× ×× 様

個人番号の提供のお願い

下記「通知カード貼付欄」に通知カードのコピーを貼付の上、同封の返信用封筒にてご返信をお願い致します。

【利用目的】

給与所得の源泉徴収票作成のため

通知カード貼付欄

※通知カードのコピーを貼付して下さい

#### b) メールによる確認の場合

イメージデータ化(画像データ等)した通知カード等や身分証明証などをメールで送ってもらう方法です。ある意味一番簡易で手間の掛からない方法ではありますが、ファイルにパスワードをかける等、送受信の際の情報漏えいのリスクに対し必要な措置を講ずる必要がありますので、この方法を選択する場合にはくれぐれも注意が必要です。

#### 従業員等が顔写真付きの身分証を所有していない場合

「本人確認」を行うにあたっては、通常は運転免許証やパスポート等の顔写真付きの身分証が必要ですが、従業員等がこれらの身分証を所有していない場合も想定されます。そのような場合には、**健康保険証や年金手帳、住民票等の顔写真が入っていない身分証又は公共料金の領収証、印鑑登録証明書、その他官公署から発行された公的書類等のうち2つ以上**の提示を受けることで、本人確認を行うことも可能です。

#### 番号確認・本人確認に係る書類の保存

番号確認・本人確認に用いた書類(**通知カードや個人番号カードのコピー等**)の保存については、番号法やガイドラインに定めがなく、事業所の裁量に委ねられている状態です。ただし、マイナンバーが記載されている書類については「**特定個人情報**」となり、保存する場合には「**安全管理措置**」(先々月号参照)を講ずる必要がありますので、注意が必要です。

#### 番号確認・本人確認と罰則

**収集・提供した個人番号に誤りがあった場合の罰則規定はありません**。

以上、「番号確認」「本人確認」につきご紹介させていただきましたが、今回の内容は主に「**国税分野**」におけるルールを中心に説明しておりますので「**社会保障分野**」においては一部内容が異なる場合もありますが、何卒ご了承ください。